

当院における入院時の食事について

当院は、厚生労働大臣が定める入院時食事療養／生活療養（Ⅰ）の適合病院で、近畿厚生局長に届出を行っております。

食事については、栄養管理士が管理にあたり、配膳については適時に行い、また適温給食の提供に努めております。

【配膳時間】

朝食 7 時 00 分

昼食 12 時 00 分

夕食 18 時 00 分以降

（食 第 1305 号・平成 19 年 4 月 1 日）

令和 7 年 5 月

